

特定非営利活動法人グッド 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グッドとする。

英文では、good!-the Global Organization Of Dreamers!- と称する。

また略称をgood!とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区幸町40番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自らの生き方を模索する若者に対し、多様な価値観に触れ、達成感を得られる社会的意義のある活動の場を提供し、その活動を通して若者の価値観を広げ、地域社会の礎となる若者の人間的な成長を促すことを目的とする。また、不登校ないしひきこもりなどを経験した(または現在その状態にある)ため、一般的な就職などによる社会的な自立が困難な若者に対して、その状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な共同生活、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得することに寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動